

附属書六（第八章関係） 投資に関する表

第一部 第九十八条に関する特定の約束に係る表

A 日本国の特定の約束に係る表

- 1 日本国の特定の約束に係る表における記載は、次のとおりとする。
 - (a) 「分野」には、約束の対象となる一般的な分野を示す。
 - (b) 「小分野」には、約束の対象となる個別の分野を示す。
 - (c) 「産業分類」には、約束の対象となる活動であつて、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。
 - (d) 「現行の措置」には、内国民待遇についての条件及び制限を定める措置であつて、この協定の効力発生の日に存在するものを明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該条件及び制限の解釈において他のすべての事項に優先する。
 - (e) 「現行の措置の概要」には、現行の措置によって特定される内国民待遇についての条件及び制限を記

載する。

2 この部の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3 「日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

4 「約束しない。」とは、場合に依じて、日本国が、内国民待遇についての条件及び制限を定めるいかなる措置も採用し、若しくは維持することができること又はいかなる特定措置の履行要求も課し、若しくは強制することができるとをいう。

5 「制限しない。」とは、日本国が、各分野に共通の約束に掲げるものを除くほか、条件及び制限を付することなく内国民待遇を与えることを約束することをいう。

第一節 各分野に共通の約束

分野又は小分野	すべての非サービス分野
内国民待遇に係る制限	<p>一 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。</p> <p>(a) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p> <p>二 日本国は、次の現行の措置を維持することができる。</p> <p>(現行の措置)</p> <p>船舶法（明治三十二年法律第四十六号）</p> <p>第一条</p>
特定措置の履行要求についての約束	<p>一 この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内において投資活動を行うための条件として、又は利益の付与若しくはその継続の条件として、次の事項を要求されない。</p> <p>(a) 一定の水準又は割合の物品を輸出すること。</p> <p>(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。</p> <p>(c) 日本国の区域内において生産された物品を購入し、利用し、若しくは優先し、又は日本国の区域内の者から物品を購入すること。</p> <p>(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資活動に関する投資財産に関連する外国為替の流入の量と関連付けること。</p>

(現行の措置の概要)

日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の上二分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

三 補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し内国民待遇を与えないことができる。

四 日本国における土地の取得又は賃貸借に關し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に關する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に關する権利の享有について同一若しくは類似的の禁止をし、又は同一若しくは類似的の条件若しくは制限を課することができる。

(e) 当該投資活動に關する投資財産により生産される物品の日本国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と關連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

二 この特定の約束に係る表に別段の定めがある場合又は次の特定措置の履行要求が利益の付与若しくはその継続の条件として課され若しくは強制される場合を除くほか、タイの投資家は、日本国の区域内における投資活動に關し、次の事項を要求されない。

(g) 一定の水準の日本国の国民を雇用すること。

(h) 次のいずれかの場合を除くほか、技術、製造工程その他の財産的知識を日本国の区域内の者に移転すること。

-
-
- (i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合
- (ii) 要求が、貿易関連知的財産協定に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関する場合
- (i) 日本国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。
- (j) 日本国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。
- (k) 当該投資家が生産する物品の一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて日本国の区域のみから供給すること。
- 三 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持するこ
-

第二節 分野ごとに行う特定の約束

<p>すべての非サービス分野 (次に掲げるものを除く。)</p>	<p>分野又は小分野</p>		<p>産業分類</p>	<p>制限しない。</p>	<p>内国民待遇に係る制限</p>	<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>	<p>特定措置の履行要求 についての約束</p>
<p>とができる。</p> <p>四 日本国は、次の現行の措置を維持することができるとができる。</p> <p>(現行の措置)</p> <p>船舶法第一条</p> <p>(現行の措置の概要)</p> <p>日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であつて、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。</p>							

<p>一 分野 農林水産業 (領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、四の項で規定されているものを除く。)</p>	<p>J S I C 〇一 農業 J S I C 〇二 林業 J S I C 〇三 漁業 J S I C 〇四 水産養殖業</p>	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第二十七条 対内直接投資等に関する政令 (昭和五十五年政令第二百六十一号) 第三条 (現行の措置の概要) 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内において農林水産業(領海、内水、排他的經濟水域及び大陸棚における漁業であつて、四の項で規定されているものを除く。)への投資を行おうと</p>	<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>
-------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------

	<p>二 分野 農林水産業 (植物育成者権)</p>
	<p>J S I C 〇一一九 その他 の耕種農業 J S I C 〇四一三 藻類養 殖業 J S I C 〇四一五 種苗養 殖業</p>
<p>する外国投資家について適用する。</p>	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条 (現行の措置の概要) 日本国内に住所及び居所(法人にあっては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができる。 (a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあっては、営</p>
<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>	

業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約(以下この表において「千九百九十一年のUPOV条約」という。)の当事国である場合

(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで

改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この表において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合

(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

<p>三 分野 エネルギー産業 小分野 電気業 ガス業 原子力産業</p>	<p>J S I C 〇五一九 その他 の金属鉱業（核原料物質に 限る。） J S I C 二四九一 核燃料 製造業 J S I C 二七一* 発電 用・送電用・配電用・産業 用電気機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応 用装置製造業 J S I C 二七五* 電気計 測器製造業 J S I C 二七九* その他 の電気機械器具製造業 J S I C 二八* 情報通信 機械器具製造業 J S I C 二九* 電子部 品・デバイス製造業 J S I C 三〇三* 船舶製</p>	<p>約束しない。</p>	<p>約束しない。</p>
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------	---------------

<p>四 分野 漁業 小分野 領海、内水、排</p>	
<p>J S I C 〇三一 海面漁業 J S I C 〇三二 内水面漁</p>	<p>造・修理業、船用機関製造業（船舶修理業を除く。） J S I C 三〇五九* その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 J S I C 三〇九九* 他に分類されない輸送用機械器具製造業 J S I C 三三一 電気業 J S I C 三四一一 ガス製造工場 注 J S I Cの番号に付された星印（*）は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>約束しない。</p>	
<p>約束しない。</p>	

<p>五 分野 熱供給業</p>	<p>他の経済水域及び大陸棚における漁業 注 この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいう。</p>
<p>J S I C 三五一一 熱供給業</p>	<p>J S I C 〇四一 海面養殖業 J S I C 〇四二 内水面養殖業</p>
<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 (現行の措置の概要) 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国</p>	
<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>	

<p>六 分野 製造業 (a) 小分野 医薬品製造業</p>	
<p>J S I C 一七六三 生物学 的製剤製造業</p>	
<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 (現行の措置の概要) 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行うとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又</p>	<p>投資家について適用する。</p>
	<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>

	<p>(b) 小分野 皮革及び皮革製品製造業</p>	<p>はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p>	
	<p>J S I C 一二五七 毛皮製衣服・身の回り品製造業 J S I C 一二五九* 他に分類されない衣服・繊維製の回り品製造業 J S I C 一七九四* ゼラチン・接着剤製造業 J S I C 二〇二 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 J S I C 二一 なめし革・同製品・毛皮製造業 J S I C 三二三四* 運動用具製造業</p> <p>注1 J S I Cの番号に付</p>	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 (現行の措置の概要) 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行うおうとする外国投資家について適用する。</p>	<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>

<p>(c) 小分野 航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するもの</p>	
<p>J S I C 二七一* 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応用装置製造業</p>	<p>注2 J S I Cの番号に付された二個の星印（*）は、その番号の下での活動のうち、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られることを示す。</p> <p>された星印（*）は、その番号の下での活動のうち、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>約束しない。</p>	
<p>約束しない。</p>	

J S I C 二七五*	電気計測器製造業
J S I C 二七九*	その他の電気機械器具製造業
J S I C 二八*	情報通信機械器具製造業
J S I C 二九*	電子部品・デバイス製造業
J S I C 三〇四	航空機・同附属品製造業
J S I C 三〇五九*	他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業
J S I C 三〇九九*	他に分類されない輸送用機械器具製造業

注 J S I C の番号に付された星印(*)は、その番号の下での活動のうち、航空機産業及び宇宙

	<p>(d) 小分野 武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業</p>
<p>開発産業に関連するものに限られることを示す。</p>	<p>J S I C 一七九一 火薬類製造業 J S I C 二七一* 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応用装置製造業 J S I C 二七五* 電気計測器製造業 J S I C 二七九* その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八* 情報通信機械器具製造業 J S I C 二九* 電子部品・デバイス製造業 J S I C 三〇三* 船舶製造・修理業、舶用機関製造</p>
<p>約束しない。</p>	
<p>約束しない。</p>	

<p>(e) 小分野 たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの</p>	
	<p>業（船舶修理業を除く。） J S I C 三〇五九* その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 J S I C 三〇九九* 他に分類されない輸送用機械器具製造業 J S I C 三二八一 武器製造業 注 J S I Cの番号に付された星印（*）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券</p>	
<p>約束しない。</p>	

<p>七 分野 鉱業</p>	
<p>J S I C 〇 五 鉱業</p>	
<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 (現行の措置) 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第十七条及び第八十七条 (現行の措置の概要)</p>	<p>及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができることを除くほか、制限しない。</p>
<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>	

<p>八 分野 石油業</p>	
<p>J S I C 〇五三 原油・天然ガス鉱業 J S I C 一八一 石油精製業 J S I C 一八二 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの） J S I C 一八四一* 舗装材料製造業 J S I C 一八九九* 他に分類されない石油製品・石炭製品製造業</p> <p>注 J S I Cの番号に付された星印（*）は、その番号の下での活動のうち、石油業に関連するも</p>	
<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができることを除くほか、制限しない。 （現行の措置） 外国為替及び外国貿易法第二十七条 対内直接投資等に関する政令第三条 （現行の措置の概要） 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行うおととする外国投資家について適用する。もつとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボ</p>	<p>日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。</p>
<p>各分野に共通の約束における記載に従う。</p>	

のに限られることを示す。

ネットその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

(タイの特定の約束に係る表は省略)

第二部 第九十三条3に関する日本国の表

1 第九十三条3に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

- (a) 「分野」には、第九十三条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。
- (b) 「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。
- (c) 「産業分類」には、措置の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

2 この部の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一 すべての非サービス分野		<p>一 日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次の事項を行うことができる。</p> <p>(a) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。</p> <p>(b) タイの投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。</p> <p>(c) 後継企業の取締役、理事又は役員国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。</p> <p>二 補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対</p>

<p>二 分野 エネルギー産業 小分野 電気業 ガス業 原子力産業</p>	
<p>J S I C 〇五一九 その他 の金属鉱業（核原料物質に 限る。） J S I C 二四九一 核燃料 製造業 J S I C 二七一* 発電 用・送電用・配電用・産業 用電気機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応 用装置製造業</p>	
<p>日本国は、電気業、ガス業及び原子力産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>三 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。</p> <p>し内国民待遇を与えないことができる。</p>

J S I C 二七五*	電気計測器製造業
J S I C 二七九*	その他の電気機械器具製造業
J S I C 二八*	情報通信機械器具製造業
J S I C 二九*	電子部品・デバイス製造業
J S I C 三〇三*	船舶製造・修理業、船用機関製造業（船舶修理業を除く。）
J S I C 三〇五九*	その他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業
J S I C 三〇九九*	他に分類されない輸送用機械器具製造業
J S I C 三三一	電気業
J S I C 三四一一	ガス製造工場

<p>四 分野 製造業</p> <p>(a) 小分野 航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するもの</p>	<p>三 分野 漁業</p> <p>小分野 領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業</p> <p>注 この部の規定の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいう。</p>	
<p>J S I C 二七四* 電子応用・送電用・配電用・産業用電気機器具製造業</p> <p>J S I C 二七四* 電子応用</p>	<p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p>	<p>注 J S I C の番号に付された星印(*)は、その番号の下での活動のうち、原子力産業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業のうち製造業に関連するものへの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	

用装置製造業	J S I C 二七五*	電気計測器製造業
J S I C 二七九*	その他の電気機械器具製造業	
J S I C 二八*	情報通信機械器具製造業	
J S I C 二九*	電子部品・デバイス製造業	
J S I C 三〇四	航空機・同附属品製造業	
J S I C 三〇五九*	その他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業	
J S I C 三〇九九*	他に分類されない輸送用機械器具製造業	

注 J S I Cの番号に付された星印(*)は、その番号の下での活動のうち

	<p>(b) 小分野 武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業</p>
<p>ち、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られることを示す。</p>	<p>J S I C 一七九一 火薬類製造業 J S I C 二七一* 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 J S I C 二七四* 電子応用装置製造業 J S I C 二七五* 電気計測器製造業 J S I C 二七九* その他の電気機械器具製造業 J S I C 二八* 情報通信機械器具製造業 J S I C 二九* 電子部品・デバイス製造業 J S I C 三〇三* 船舶製</p>
<p>日本国は、武器産業のうち製造業に関連するもの及び火薬類製造業の投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	

<p>(c) 小分野 たばこ、日本銀行券及び貨幣の製造に関するもの</p>	
	<p>造・修理業、船用機関製造業（船舶修理業を除く。） J S I C 三〇五九＊ その他の産業用運搬車両・同部品・附属品製造業 J S I C 三〇九九＊ 他に分類されない輸送用機械器具製造業 J S I C 三二八一 武器製造業 注 J S I Cの番号に付された星印（＊）は、その番号の下での活動のうち、武器産業に関連するものに限られることを示す。</p>
<p>指定された企業又は政府機関（以下「企業等」という。）にのみ認められている日本国におけるたばこ、日本銀行券及び貨幣の製造が、これらの指定された企業等以外の企業等に</p>	

第三部 第九十六条4に関する日本国の表

1 第九十六条4に関する日本国の表における記載は、次のとおりとする。

(a) 「分野」には、第九十六条2の規定が適用されない措置（以下この部において「措置」という。）が採用され、又は維持される一般的な分野を示す。

(b) 「小分野」には、措置が採用され、又は維持される個別の分野を示す。

(c) 「産業分類」には、措置の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。「産業分類」は、例示の観点から記載するものとする。

(d) 「現行の措置」には、この協定の効力発生の日に存在する措置を明示する。「現行の措置」を記載する場合には、「現行の措置」が当該措置の解釈においてその他のすべての事項に優先する。

対して自由化される場合又はこれらの指定された企業等が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持することができる。

2 この部の規定の適用上、「J S I C」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類をいう。

3 「日本国は、次の現行の措置を維持することができる。」との記載は、日本国が当該措置の改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。ただし、当該改正又は修正により、この協定の効力発生の日に存在する待遇よりも不利な待遇が与えられないことを条件とする。

分野又は小分野	産業分類	措置の概要
一 すべての分野		<p>一 補助金については、タイの投資家及びその投資財産に対し最恵国待遇を与えないことができる。</p> <p>二 日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、タイにおいて日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国におけるタイの国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若し</p>

<p>二 分野 農林水産業 (植物育成者権)</p>	<p>J S I C 〇一一九 その他 の耕種農業 J S I C 〇二四三 山林種 苗生産サービス業 J S I C 〇四一三 藻類養 殖業 J S I C 〇四一五 種苗養 殖業</p>	<p>くは制限を課することができる。</p> <p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置) 種苗法(平成十年法律第八十三号)第十条 (現行の措置の概要) 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百九十一年のUPOV条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所(法人にあつては、営業所)を有する国が、千九百七十八年のUPOV条約の当事国である場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に關してその国の国民と同一の条件による保護(その国の国民が日本国の植物育成者権を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認め保護を含む。)を認め、かつ、その者の出願品種に</p>
--------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>三 分野 漁業</p> <p>小分野 領海、内水、排 他の経済水域及び大陸棚に おける漁業</p> <p>注 この部の規定の適用 上、「漁業」とは、水 産資源の採取及び養殖 の事業をいい、漁業に 関連する次の活動を含 む。</p> <p>(a) 水産資源の採取を 伴わない調査</p> <p>(b) 集魚</p> <p>(c) 漁獲物の保蔵及び 加工</p> <p>(d) 漁獲物及びその製 品の輸送</p> <p>(e) 漁業に使用される</p>	
<p>J S I C 〇三一 海面漁業</p> <p>J S I C 〇三二 内水面漁業</p> <p>J S I C 〇四一 海面養殖業</p> <p>J S I C 〇四二 内水面養殖業</p> <p>J S I C 八四九三 遊漁船業</p>	
	<p>つき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>

<p>他の船舶への補給</p>	<p>四 分野 法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス</p>	<p>五 分野 運輸業 小分野 航空運輸業</p>
		<p>J S I C 四六一一 航空運送業</p>
<p>日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。</p>	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 (現行の措置) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章 (現行の措置の概要)</p>	<p>(a) 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 (b) 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p>

	<p>六 分野 運輸業</p> <p>小分野 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）</p>
	<p>J S I C 四四四一 集配利用運送業</p> <p>J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p>
<p>(c) 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。</p>	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。</p> <p>（現行の措置）</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>（現行の措置の概要）</p> <p>次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p>

	<p>七 分野 運輸業 小分野 貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p>
	<p>J S I C 四四四一 集配利用運送業 J S I C 四八二一 利用運送業（集配利用運送業を除く。）</p>
<p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の上記(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p>	<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 貨物利用運送事業法第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則 （現行の措置の概要） 次の自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代</p>

<p>八 分野 運輸業 小分野 水運業</p>	
<p>日本国は、次の現行の措置を維持することができる。 （現行の措置） 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 （現行の措置の概要） 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。</p>	<p>表される法人、役員の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人</p>